

## 環境安全基本法案(概要)

### 目的

環境安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献する

### 基本理念

- 人及び生態系への被害の未然防止
- 予防的取組方法
- 影響を受けやすい人等への配慮
- すべての関係者の積極的参加
- 国際的協調による施策の推進

### 役割分担

【国】  
環境安全に関する施策の総合的な策定・推進

【地方公共団体】  
自然的・経済的・社会的条件に応じた施策の策定・実施

【事業者】  
事業活動における環境に及ぼす悪影響の低減 / 国・地方公共団体の施策への協力

【国民】  
環境安全の向上 / 国・地方公共団体の施策への協力

### 基本計画

環境安全基本計画の策定等

### 基本的施策

#### 【国の施策】

環境安全基準(保護基準)の設定・改定

環境安全に関する調査の実施

- ◆ 生体内の有害化学物質の濃度の計測等のための定期的かつ継続的な国民調査 (ヒトのバイオモニタリングの実施)
- ◆ 影響を受けやすい人に対する有害化学物質による悪影響の把握のための調査
- ◆ 妊婦及び子どもを対象とする定期的かつ継続的な疫学調査 (エコチル調査の実施)

環境安全に関する調査結果の公表

環境安全に関する調査等の申出権

環境安全のための規制

環境安全に関する教育・学習

影響を受けやすい人のための施策等

- ◆ 公共用車両の車内・公共住宅・公共用建物・大規模商業用建物等の室内の空気質の良好な水準の維持
- ◆ 子どもの活動空間における農薬等の有害化学物質による悪影響の低減のために必要な措置
- ◆ 子ども向け製品に含まれる有害化学物質の悪影響の低減のために必要な措置

#### 【地方公共団体の施策】

汚染地等の地域指定・必要な施策の実施

### 環境安全委員会の設置

#### 委員の権限

- 環境基本計画の案の作成に関する意見
- 環境安全基準に対する意見
- 環境安全調査に対する意見
- 調査等の申出に対する事項の処理
- 環境大臣の諮問に応じ重要事項の処理
- 環境大臣への勧告

#### 委員の構成

- 環境安全に関する専門家
- 環境安全に関する市民団体のための代表者
- 指定地域の住民の代表者
- 環境安全に関連する産業界の代表者
- 環境行政機関の代表者

# 環境安全基本法(仮称)の制定を求める請願

参議院議長 殿

私たちは、以下の基本理念を明記し、有害化学物質による環境汚染に起因する人の健康や生態系へのリスクを最小限化するための環境安全基準を設定し、バイオモニタリング制度の導入、エコチル調査の継続、影響を受けやすい人のための施策等を実現するための「環境安全基本法」(仮称)を制定するよう要請します。

## 記

### 基本理念

- ① 人及び生態系への被害防止
- ② 予防的取組方法
- ③ 影響を受けやすい人等への配慮
- ④ すべての関係者の参加
- ⑤ 国際的協調

### 基本的施策

- ① 環境安全基本計画の策定
- ② 環境安全基準の設定
- ③ 環境安全調査の継続実施(バイオモニタリング・エコチル調査)
- ④ 指定地域における環境安全改善計画
- ⑤ 影響を受けやすい人の環境安全の向上のための施策
- ⑥ 環境安全委員会の設置

以上

名 前	住 所

集約期限 2021年12月10日(金)

取扱団体

ダイオキシン・環境ホルモン  
対策国民会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1  
Zビル4階

TEL:03-5875-5410 FAX:03-5875-5411

\*参議院・衆議院宛それぞれの個人署名に記載ください。

### 【中間集約先】

生活クラブ生活協同組合(千葉)  
〒261-0011  
千葉県千葉市美浜区真砂5-21-12  
TEL: 043-278-7172 (担当:宮間)

NPO法人せつけんの街  
〒277-0803  
千葉県柏市小青田29-2